

第9回 長野市都市計画審議会  
長野市都市計画マスタープラン改定専門部会  
議事録

日時：平成28年9月27日（火） 午後1時30分

場所：長野市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課



## 第9回 長野市都市計画審議会

### 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会 次第

日 時 平成28年9月27日（火）午後1時30分

場 所 長野市役所第一庁舎 7階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 議 事

#### 審議事項

- (1) 立地適正化計画の策定について  
(各誘導区域、誘導都市施設及び誘導施策の検討)
- (2) 都市計画マスタープラン 地域別構想について  
(地域別懇談会における意見について、構想案の検討)

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

◎長野市都市計画審議会 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会委員

- |     |       |                  |          |
|-----|-------|------------------|----------|
| 1番  | 金澤玲子  | (ハウジングスタイリスト)    |          |
| 2番  | 酒井美月  | (長野工業高等専門学校)     | 准教授)     |
| 3番  | 清水秀幸  | (株式会社さくら都市総合研究所) | 代表取締役)   |
| 4番  | 高木直樹  | (信州大学工学部)        | 教授)      |
| 5番  | 築山秀夫  | (長野県短期大学)        | 准教授)     |
| 6番  | 宮島章郎  | (長野商店街連合会)       | 会長)      |
| 7番  | 柳沢吉保  | (長野工業高等専門学校)     | 教授)      |
| 8番  | 相野律子  | (長野県建築士会長野支部)    | 女性建築士委員) |
| 9番  | 小山英壽  | (長野市農業委員会)       | 会長) =欠席  |
| 10番 | 池内功   | (会社)             | 員)       |
| 11番 | 太田亜矢子 | (会社)             | 員)       |
| 12番 | 山浦直人  | (会社)             | 員)       |

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	轟	邦 明
都市計画課長	羽 片	光 成
都市計画課長補佐	平 澤	智
都市計画課係長	宮 下	伊 信
都市計画課主査	小 林	明 徳

◎事務局出席者

都市計画課主査	龜 井	欣一郎
都市計画課技師	安 西	加 奈
株式会社 日建設計総合研究所	竹 村	登

---

### ◎開会

○司会 本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第9回長野市都市計画マスタープラン改定専門部会を開催いたします。本日の進行は都市計画課平沢でございます。よろしくお願いいたします。本日、小山委員から所用のためご欠席と連絡をいただいております。当専門部会は、市の指針によりまして、原則として公開で行い、会議結果の概要につきましても、市のホームページ等で公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。では、資料の確認をさせていただきます。机に置かせていただいておりますのが、本会議の次第、資料5は両面のもので「立地適正化計画」と「都市計画マスタープラン」の構成案と資料の該当箇所を示したものです。事前に送付してあります資料が、立地適正化計画に関するものとして、資料1「立地適正化計画の居住誘導区域と誘導都市機能（施設）の決定について」、資料2「誘導施策の検討」です。参考資料「各種都市機能（施設）の立地と利用圏域の人口等カバー状況」については、事前に郵送いたしましたが、差し替えということで、本日お配りしたものを資料とさせていただきます。続きまして、都市計画マスタープランに関するものとして、資料3「地域区分の改定と地域別まちづくり構想案」、資料4「都市計画マスタープラン地域別懇談会について」です。資料4についても差し替えがございまして、6ページ目の差し替えをお願いいたします。資料についてはよろしいでしょうか。次に、本日の日程でございますが、お手元の次第に従いまして、終了は午後4時頃、2時間半という普段より長めになっておりますけれど、よろしくお願いいたします。

---

### ◎議事

○司会 それでは、議事に入ります。これからの進行は、高木部会長にお願いしたいと思います。それでは、高木部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 今日は資料も厚いので、お分かりかと思いますが、かなりボリュームのある議論をしなくてはならないかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の議事録の署名人は、宮島委員と山浦委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。都市計画マスタープランと立地適正化計画は来年の3月に公表するということが基本のスケジュールでございます。そういう意味では、今まで随分会議をやってきて、最初の頃は長い期間だと思っていましたが、よく考えると、あと半年です。大変かと思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。立地適正化計画については、前回、基本方針と誘導区域については確認をしました。今日は都市機能誘導区域へ誘導する都市施設と誘導施策の検討について確認をしていきます。都市計画マスタープランについては、地域別懇談会を6月か

ら 32 箇所を実施してきたと報告を受けています。その結果を踏まえて地域別街づくり構想の内容が出来上がってきています。今日は時間の関係で 1 地区ごとに見ていくことは出来ないと思いますが、全体的な構成の確認は出来るかと思っています。そのようなことで、本日は 2 時間半の会議を予定しています。それでは、立地適正化計画について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 都市計画課の小林です。よろしくお願いいたします。立地適正化計画の策定について、ご説明をさせていただきたいと思います。まず、策定の作業、あるいは改定の作業において各計画のどの部分であるのかということが一番最初に確認しておきたいと思いますので、本日お配りした資料 5 をご覧ください。表面が立地適正化計画で、裏面が都市計画マスタープランという構成になっております。まず、立地適正化計画について、本日の資料 1、資料 2 が該当する部分が、赤い点線でお示しした部分になります。前回、ある程度ご確認をいただきました各誘導区域についての追加の説明の他に、都市機能（施設）と誘導施策についてです。前回までの審議で、ある程度の部分が終わっておりますので、本日の審議が終わりましたら、今日の議論を踏まえまして、次回の専門部会では素案という形で改めて審議をしていただきます。次に裏面の都市計画マスタープランです。今年の 4 月に中間報告という形で、平成 27 年度作業分の第 1 章と第 2 章の部分にあたる現況や都市づくりの課題について、また、全体都市づくり構想についてお示ししております。本日は赤い点線で囲った第 3 章の部分にあたる、地域別街づくり構想についての素案をご審議いただきたいと思います。第 4 章については、次回の専門部会でご審議いただく予定です。それでは、資料 1 をご覧ください。資料 1 立地適正化計画の居住誘導区域と誘導都市機能（施設）の決定についてご説明させていただきたいと思います。まず、居住誘導区域の設定の考え方について、前回お示したものとおおむね同様のものがございます。前回は居住に適さない区域に、工業専用地域と工業地域で 451.8ha とありました。地区計画という都市計画決定の制度がありまして、住宅の建築を制限している区域が 14.4ha あります。同じく生産緑地地区という都市計画決定をして、市街化区域内の農地について確保していくとされている区域が 3.2ha あります。これらの区域を居住に適さない土地利用に追加して、居住誘導区域として設定をしていきたいということです。面積自体はほぼ変わりがなく 5,432ha で、市街化区域に対する割合は 91.32% です。前回の審議でご意見のありました区域の広さの妥当性については、次の 2 ページ目をご覧ください。区域指定の妥当性に関して、参考として指定した区域内の将来人口の推計を追加しております。長野市においては、市街化区域では一定の人口集積がみられ、将来の人口減少を考慮しても、市街地の無秩序な拡大が生じない限り、ある程度の人口密度は確保できる見通しでございます。平成 22 年の国勢調査の結果によりますと、市街化区域の平均人口密度は 48.2 人/ha であることから、生活サービス機能の持続性確保に最低限必要な人口密度（40 人/ha）以上になることは確認しております。この推計は、あくまでも立地適正化計画などによる政策

的な集積などを考慮に入れておりませんので、実際には密度の数字は低め、厳しめに出ています。また、生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度については、国土交通省の立地適正化計画の作成に係るQ&Aや都市計画運用指針等を参考にさせていただいており、それについては、参考の下の部分になります。次に3ページ目をご覧ください。先ほどの説明を踏まえまして、居住誘導区域を次のように定めているものでございます。こちらは居住誘導区域と都市計画マスタープランによる拠点、公共交通ビジョンによる公共交通の現状と再構築方針の重ね図となっております。立地適正化計画と公共交通について、連携をこのような形でやってくということをお示しするために作成した図です。4ページ目は、居住誘導区域内の中での土地利用の用途の分類を示したものになります。こちら前回の専門部会での、居住誘導区域の中でもある程度土地利用のグラデーションがあるのではないかと、というご意見を踏まえまして、それを見える形でお示したものです。以上、各区域の設定に関する部分について、前回の専門部会のご指摘等を踏まえた修正・追加箇所のご説明を申し上げます。続いて、5ページ目からは、誘導都市機能（施設）についてのご説明をさせていただきます。5ページ目をご覧ください。前回の専門部会において、施設設定の基本的な考え方について、お話をさせていただきました。各拠点の将来像や都市機能（施設）の特徴や立地特性、都市機能（施設）の現在の集積の状況を考慮しながら、各拠点に必要な、または維持すべき機能というものがどういうものなのか、ということをお示し踏まえて、立地適正化計画において誘導する施設を定めていきます。6ページ目では、都市計画マスタープランにおける各都市拠点が立地適正化計画では都市機能誘導区域となっておりますので、各拠点、あるいは都市機能誘導区域が担う役割についてまとめております。都市拠点の中には、広域拠点と地域拠点があります。広域拠点は長野地区として、多様で高次の広域的都市機能、市や長野県に唯一、もしくは北信エリアなど広域生活圏の一つあるような機能が集積しています。また、市内全域及び近隣市町村からのアクセスが想定されるようなものを広域拠点としています。次に、地域拠点の篠ノ井地区は、犀川より南のエリアの中心であり、広域拠点に次ぐ都市機能が集積する地域です。松代地区は、千曲川右岸エリアの中心であり、広域拠点に次ぐ都市機能が集積する地域です。更に、松代地区については、歴史・文化の拠点でもあるので、生活機能だけでなく、観光や交流の機能集積の強化も必要になります。北長野地区は、北部エリアの中心です。交通結節点であり、駅前の再開発事業により集積が高まっているので、生活利便施設をはじめとした北部エリアの拠点の強化が望まれる地域です。以上のような拠点の役割があるなかで、施設の立地と利用圏域の人口カバー状況、または立地状況をまとめたものが7ページになります。各拠点ごとに、区域内の現況の都市機能の集積状況を整理いたしました。各機能の分析情報は、本日お配りした参考資料に記載してありますので、後日ご覧いただければと思います。7ページ目では、日常生活に関連する機能の立地状況について、どのような状況になっているかをまとめています。8ページ目では、広域的な都市施設（都市機能）について示しております。なお、広域的な都市機能については、拠点の役割から必

ずしもそこに立地が必要とされないものもありますので、そういった機能は、表の中で斜線で示しています。9 ページ目は、施設ごとの人口カバー率を示したものです。こちらについては、後ほどご覧をいただければと思います。10 ページ目では、実際にどのように施設の設定を行うのかの説明になります。(2) 及び (3) の検討から、各拠点には、現状では一定の施設の充足が確認できます。よって、主に老朽化等で建て替えの機運があり、直近に整備が必要な施設や直近に整備が見込まれる施設を誘導施設として設定します。加えて、各拠点の共通事項として、「長野市総合計画」や「長野市人口ビジョン」など本市の総合的な方針のもと、今後の人口減少や高齢化を克服し少子化に歯止めをかけるため、「安心して子供を産み育てることができる環境の整備」や「若い世代の人口流入及び、流出抑制への対応」が必要であるという観点から、それらに必要な施設を利便性の高い駅周辺などに立地誘導することが望まれています。よって、各都市機能誘導区域に共通して「子育て支援施設」と「大学・専門学校等の教育施設」を誘導する都市施設として定めることとします。また、拠点での施設立地状況や施設整備の方針や方向性など、状況の変化に応じて、随時、機動的に誘導施設の追加・削除等をしていくものとします。11 ページ目では、以上のような方針で定めた都市施設をお示ししております。通園の保育所と異なり、居住地域を超えて便利に利用してもらうことが目的となるため、駅周辺または交通結節点周辺の立地が望ましいということで、子育て支援施設を共通の施設として設定しております。同様に、若者の高等教育や生涯学習の受け皿となる施設の設置が必要であること、市外からの通学も想定されるため、交通結節点や主要駅周辺での立地が望ましいという観点から、大学・専門学校等の教育施設については共通で設定しております。それ以外に、長野であれば、長野県立信濃美術館が城山公園で増床の計画がありますので、こちらを誘導施設として指定しております。篠ノ井地区であれば、老人福祉センターと図書館、松代地区であれば、文化・歴史の拠点に特性から、真田宝物館などの博物館を指定しています。ここまで資料 1 に基づきまして、区域・施設の設定についてご説明を申し上げます。引き続きまして、資料 2 をご覧ください。こちらは誘導施策の検討についてでございます。都市機能誘導区域への都市機能の立地誘導・維持や、居住誘導区域への住宅の立地が促進されるとともに、交通利便性を向上させる施策を講じることで、立地適正化計画の実行性を高めるために定めるものです。支援策には、国等が直接行う施策、国の支援を受けて長野市が行う施策、長野市が独自に講じる施策などがあり、居住機能・都市機能の誘導、公共交通等の充実などの目的に応じて多角的、効果的に施策を行っていくものです。2 ページ目をご覧ください。2 ページ目は、居住や都市機能を誘導するための施策の体系図についてまとめたものでございます。まず 1 番目に居住を誘導するための施策として、転入の促進策、住居環境の維持、向上の施策、ストックの有効活用施策、居住地の災害関連情報の周知です。2 番目に都市機能を誘導するための施策として、拠点への都市機能の整備、中心市街地の機能集積の強化、維持、公共施設の誘導・再編等、税制・金融の支援です。3 番目に公共交通の充実のための施策として、利用の促進、都市計画と連携した効率的

な路線の見直し、ネットワークを利用しやすくするための利便性の向上、利用環境の整備です。3ページ以降は、これらの施策について例示したものでございます。3ページ目では、居住を誘導するための施策として、転入促進策と円滑な住み替えの支援をお示ししております。①は居住誘導区域内への住み替えを促進するとともに、区域内の空き家を有効活用し、中古住宅の活用・流通を促進するため、長野市空き家バンク制度の活用促進と機能強化を今後検討していきたいというものです。②は長野市への移住・定住の支援です。①は市の中だけの移動ですが、②については、市外からの転入についても、支援をしていきたいというものです。4ページ目、③は公共交通が便利な地域への居住誘導支援です。まちなかや公共交通の利便性が高いエリアに移転を促進するために、市民や事業者等への助成の施策を今後検討していきたいというものです。点線の枠内では、富山市の事例を紹介しております。(2)居住環境の維持・向上施策として、①道路や歩道等の整備です。都市機能や生活利便施設へ、便利で安全な移動が可能となるような、歩道の整備や自転車走行環境の向上と、公共交通が運行しやすく、利用者が利用しやすくするための道路整備を進めていきます。②緑地・公園等の整備は、うるおいある生活が送れる、居心地のよい住環境を創出するため公園等の整備や適切な維持管理を進めるというものです。③用途地域指定等の見直しです。立地適正化計画の策定や、都市計画マスタープランの改定作業のなかで、GISを用いて地理的に立地状況等を検証した結果、大規模な戸建て住宅団地などは、土地利用規制によりコンビニエンスストアなどの日用品販売店が徒歩圏内に立地できない地区があることがわかりました。このため、静かで良好な住環境と調和を図りつつ、高齢化などによる新たなニーズに対応するため、日用品販売店の立地を可能とする用途規制の見直しを進めていきたいと考えております。次に、(3)ストックの有効活用方策です。人口が減少するなか、人の数と物の数のバランスが今後崩れていきます。そういったなかで、ストックを有効に活用していくということが非常に重要になりますので、特に力を入れてやっていかなければならない分野ではないかと考えています。①空き地の活用は、誘導区域内の空き地などの低・未利用地を活用した生活利便施設の導入、あるいは公開性のある緑地としての活用をしていきます。また、その空き地に隣接する空き区画を購入する方がいらっしゃる場合については、それについての支援を検討するものです。福井県などでは、こういった施策が実施されております。②空き家の活用支援は、活用可能な空き家は新たな住民の居住に用いるために、流通を促進していきたいというものです。③は戸建てではなく、共同住宅の維持・管理の支援です。現在はあまり表には出てきていませんが、今後課題となることが見込まれるものです。④は老朽空き家の除却の支援です。ストックとして使えない部分については、除却の支援等も検討していかなければいけないというものです。(4)居住地の災害関連情報の周知はハザードマップ等の周知を併せて行っていきたいというものです。6ページ目は、都市機能を誘導するための施策です。都市機能誘導区域においては、公共交通などを利用して、広域または周辺地域からのアクセスを想定した、にぎわいの創出や、文化・教育施設の立地を図るとともに、少子・高齢化に

対応した子育て環境の充実、若い世代の転入促進・転出抑制などを目指した都市機能の維持・強化を図ります。(1) 拠点への都市機能の整備方策として、①拠点の再構築は、拠点性を高め、必要となる都市機能を誘導するために、都市機能誘導施設の立地と合わせ道路基盤、公園・広場、歩行者空間、交通結節点等の総合的な整備を行います。これらを進めるにあたりましては、国の社会資本整備総合交付金等を積極的に活用していきたいと考えております。以降は、どのようなものを拠点の中に整備していきたいかということイメージとしてお示ししたものになります。そのうちの 하나가公園・多目的広場等の整備の事例です。7ページ目では、交通結節点としての都市基盤整備の例として、ユメリアバスパークの事例をお示ししております。また、駅周辺の都市機能誘導施設整備の例として、現在計画中の篠ノ井総合市民センターをお示ししております。8ページ目は、②公的不動産を活用した民間施設の立地を誘導です。この部分につきましては、国が民間事業者に直接補助する都市機能立地支援事業の活用を検討していきたいと思っております。9ページ目では、(2) 中心市街地の機能集積の維持・強化の方策ということで、中心市街地の活性化を、拠点性の向上のためにさらに進めていく必要があるというものです。上段は長野中心市街地の整備事業の例として、後町小学校の跡地に県立大学の宿舎と多目的ホールの整備について、下段は高質空間整備による拠点性向上の例として、善光寺周辺の道路の美装化についてお示ししております。美装化については、長野市がずっとやってきているもので、引き続き進めていき、長野市としてのブランドイメージを上げていきたいというものです。次の10ページ目は、②リノベーションまちづくりの推進です。中心市街地等で、古民家、蔵、倉庫などの遊休不動産を改修(リノベーション)し、シェアオフィスやカフェなどに用途変更をすることで、新たなにぎわいや回遊性を創造する活動が進んでおります。これらの市民公益活動団体等が実施するリノベーションへの取り組みを促進するための活動について、引き続き支援を進めていきたいと考えております。(3) 公共施設の誘導と再編については、公共施設の再配置計画・再編計画と別分野で、庁内で議論しているところですが、同時に都市機能誘導区域内に特に立地が望ましい公共施設については、都市機能誘導区域内への施設立地を促進をしていくというものです。先ほど立地適正化計画のなかの誘導都市機能(施設)で定めた施設を例示しております。更に、そのような公共施設の再配置をしますと、新たに用地が生み出されますので、それについては新たな都市機能の立地などに活用していきたいと考えております。次の11ページ目は、(4) 税制・金融支援についてです。①税制措置として、都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するため、誘導施設について対する税制上の特例措置が定められております。更に、②金融支援として、都市機能誘導区域内において行われる誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便を増進するような施設の整備に対して、民間都市開発推進機構からの出資があるという制度です。4番目は公共交通の充実のための施策でございます。こちらの部分も、市の別の部署で策定している公共交通ビジョンをベースに作成しております。(1) 公共交通の利用促進として、①交通セルシステム・歩行者優先道路の推進と、②都市計画と連携した

効率的な路線の見直しです。公共交通の走行ルートとなる道路や、公共交通を利用してアクセスする拠点的な施設などの整備と併せて、バス路線の見直しや、停留所・ターミナルの整備を進めます。交通と都市計画が連動した中で、公共交通の利用促進を進めていきたいというものです。(2)公共交通ネットワークの再構築でございます。①公共交通ネットワークの形成は、現在、公共交通の再計画等進めているところですので、基本的にはそちらに則ったものとします。②はネットワークを利用しやすくするための利便性の向上、③は自転車利用と公共交通の連携です。更に、(3)分かりやすく利用しやすい公共交通とするために、①利用環境の整備がございます。具体的には、情報通信技術を活用し、携帯電話、スマートフォン向けにバスの運行情報を提供するバスロケーションシステム等を導入しながら、バスの利用環境の向上を図ります。併せて、バスの待合所や腰掛等の整備をしながら、高齢者等にも利用しやすい環境整備を促進します。14 ページ目は、これらについてまとめた図を長野市公共交通ビジョンから抜粋してお示ししております。以上、駆け足でございましたけれども、立地適正化計画に係る誘導都市施設及び誘導施策について、ご説明を申し上げます。

○部会長 はい、ありがとうございます。今日の議論の前半部分のご説明でした。かなりボリュームがありましたけれども、ご意見・ご質問ありましたら、お願いします。

○委員 資料1の10ページについて、「必要な施設を利便性の高い駅周辺などに立地誘導することが望まれている。よって各都市機能誘導区域に共通して、「子育て支援施設」と「大学・専門学校等の教育施設」を誘導する都市施設として定めることとする。」とあります。これ自体は特に問題ないと私は思います。資料のなかには少子高齢化とあるのに、利便性の高い駅周辺に、拠点をつないで、そこから徒歩でアクセスしやすい所に立地する施設として、高齢化の部分の、例えば、医療・福祉施設が入っていないのですが、入れなくてもいいのでしょうか。あるいは入れないということであれば、何か根拠はあるのでしょうか。

○事務局 まず福祉施設に関しては、前回の専門部会でご意見をいただきましたが、長野市は送迎のシステムが充実しているので、どちらかといえば駅の近くよりも、居住地の近くに立地している方が利便性が高いのではないかとということで、こちらには入れておりません。医療についても、各拠点ごとに一定の集積がございますので、入れておりません。もちろんこれらにつきましても、立地の方針・方向性等がある程度見えた段階で、施設の設定をしていくようになるかと思えます。

○事務局 付け加えてになりますが、資料1の7ページ、8ページに都市機能の立地状況を調べたものがございます。こちらについては、参考資料としてお配りしておりますが、各施設からの徒歩圏800m内が、地域拠点、もしくは広域拠点の中に入っていれば、二重丸になっています。既に施設としてあるという認識のもとで、今ご質問いただいた施設については、大きな動きがない限り、新たには入ってこないのではないかと判断し、今回は誘導施設としないこととしましたので、ご理解いただければと思います。参考資料と併せて見ていただかないと、分かりづらい部分もあるかもしれないのですが、参考資料をまとめたものが

資料1の7ページ、8ページになります。

○委員 中山間地域は身近に都市施設がなく、移動も難しいため、一番身近なのは中心市街地だと思ったので、ご質問させていただきました。

○部会長 はい、他には。どうぞ。

○委員 資料2の2ページ目、4ページ目、6ページ目と、飛び飛びでありますように、都市機能誘導区域について、インパクトが少ない気がします。都市機能を誘導するための施策がありますが、私のような立場からすると、ちぐはぐな部分が多く散見されるように思います。2ページ目の都市機能を誘導するための施策として、黒点で4点施策のポイントが記載されておりますけども、具体的にこれらを誘導していくためには、都市計画法に定める地域特例、要件の緩和を同時にしていかなければいけないと思います。例えば建蔽率、容積率について、都市機能を出来るだけ集約して人口密度を上げていくという施策を考えるのであれば、商業地域や近隣商業地域でもっと思い切った容積率の緩和をしていくということ等をうたうべきではないかと思います。それをうたっていないということには、何らかの理由があるのでしょうか。都市計画法に伴う地域特例の見直しということも一つの手法として、今回の施策のなかに取り込んでいかなければ、人口を集積していくであろう都市機能の誘導地域が、完結しないのではないかという気がしてしょうがないのですが、いかがでしょうか。

○事務局 居住を誘導するための施策に関係するものとして、資料2の4ページ、(2)居住環境の維持・向上施策の③用途地域指定等の見直しがあります。これは居住誘導区域のなかでこういったことも考えていきたいと思いますということが書いてありますが、今のご質問のように都市機能誘導区域においても、用途地域の見直しや容積率等の緩和を検討をしていく要素が出てくる可能性というのは、常にあると思っております。ただ、現段階では、都市機能誘導区域に実際にどういった施設が来るかということについて、あまりにも具体性がなく、先ほどの誘導施設に書いたものが、今考えられる大方のものになりますし、今までも商業系や近隣商業系で基準の容積率を超えてという相談もあまりなかったので、委員は色々なところで感じられる部分があるかもしれませんが、私どもの方ではそれほど緩和は必要ないのかなと考えております。

○委員 具体的な例を挙げると、長野駅の東口は都市機能誘導区域に入っていますが、東口から南に向かって一直線に日赤に結んでいく通りがちぐはぐしている部分であり、近隣商業地域であるにも関わらず、建蔽率80%、容積率200%という場所があります。都市機能誘導区域の一つである北長野駅の周辺についても、駅舎のぎりぎりまで都市計画道路があり、建築物の建築には制限がある。都市機能を充実させていく、ひいては人口密度等を高くしていくという前提にあるのであれば、基本的な部分でもそういう住み分けをもう少し考慮していかないと、宝の持ち腐れになるのではないかと思いますので、質問させていただきました。先ほどのご回答で結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。もう1点質問

なのですけれども、資料2の2ページのなかに公共交通の充実のための施策という項があり、利用促進、効率的な路線の見直し、ネットワークを利用しやすくするための利便性の向上、利用環境の整備という4点があります。拠点ネットワークの充足を前提とした幹線道路の整備について、公共交通を利用するとなれば、当然バス専用レーンの確保というのは有効な一つの手段だと認識し、十分理解はしています。現実では、長野市だけでも車の保有台数が一世帯当たり2.21台あり、長野市内の車の保有台数は31万台になります。須坂市からは1万人が、中野市からも1,500人が長野市に移動してくるということを考えれば、いくらバスの専用レーンだけ整備しても片手落ちであって、長野市でも多く指定している都市計画道路の整備の実現化のスピードも速くしていかないと、結局バスレーンの確保をしたはいいけれど、さらに渋滞を加速させる可能性があるのではないかという懸念があります。公共交通の充実のための施策ということになれば、都市計画道路の整備の早期促進ということも一つの交通のネットワークを完結するための大きな方法であるので、そういうことに対しての記述も必要なのではないかという提案です。よろしくお祈いします。

○事務局 当然、新たに都市計画道路の整備というのは必要になってくるものだと思います。それについては、マスタープランで道路網の整備ということで書き込んでいきたいと思っております。立地適正化計画については、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの公共交通を一つのメインとしておりますので、こちらについてはこのような書き方になっているということでございます。マスタープランでは、是非そのようなことを書いていきたいと考えております。

○部会長 他にはよろしいですか。

○委員 資料1の10ページ、11ページについて、都市機能誘導区域に共通して福祉施設はそれなりに充足しているということで、篠ノ井駅前の老人福祉センターのみとのことですが、教育文化機能として大学のサテライトキャンパスを含む教育施設については、都市機能誘導区域に持ってくるとなっております。長野という広域拠点に広域的都市機能としての大学を持ってくるというのはよく分かるわけですがすけれども、篠ノ井、松代、北長野という地域拠点に大学のサテライトキャンパスと書いてあるので、大学本体ではないでしょうけれども、そういった施設を持ってくるイメージが出来ません。特に北長野は長野に近いので、そこにサテライトキャンパスをどのような形で誘導することをイメージされているのかご紹介いただければと思います。

○事務局 文章の一番最初に大学が出てきているので、大学がイメージとして残ってしまうのですが、ここにこういった記載をした趣旨というのは、人口ビジョン等でも、長野市のなかで若者世代の流出ということが非常に問題になっています。若者世代は高校を卒業後の学校がある都市で就職をする率が高いということがありますので、大学に限らず、専門学校等も含めて高校卒業後に市外に出ていってしまう人たちが、市外に出るのではなくて、市内で高等教育を受けることの出来る施設、サテライトキャンパス等の小規模な部分も含め

て、そういった施設が必要ではないかということがあります。通学の関係もありますので、駅の周辺がいいだろうというイメージで誘導施設として記載させていただきました。

○委員 県立大学でもサテライトキャンパス構想が語られています。長野市に本体があるので、サテライトキャンパスは全県に、遠方でそこまで来られない場合を想定して、サテライトキャンパスでビデオなどで授業をとという話があるのですけれども、県立大学ですので、長野市内にサテライトキャンパスを置くのは、バランスが悪いということもあるので、実現するのは難しだろうとは思いますが。

○事務局 私たちも悩ましいところで、今のご意見のようなことについて事務局内でも議論がなされましたが、先ほどご説明させていただいた理由で各拠点に教育施設を位置づけたらどうだということで、位置づけました。大学についても、長野県内の大学が主体というわけではなく、全国的に見て東京理科大なども来ておりますので、そういったものが可能であれば、是非長野でそういった教育をとということで、PRをしながら、なんとか来てくれればいいなという考えで、こちらに入れさせていただきました。

○委員 私はこの文章を読んで、事務局の頭にはサテライトキャンパスにしても、通常のキャンパスにしても、具体的なイメージがあったのかなという解釈をしておりました。県立大学であればこの委員のなかに先生がいらっしゃいますが、例えば川中島の今井に本拠地がある専門学校では看護学科を新設するというので、連続の今井駅に通じて一つのキャンパス化を図るそうです。これは篠ノ井の都市機能誘導区域から駅一区間の近くなります。また三才にある大学の新学科が長野駅東口、あるいは善光寺口の土地で具体的な候補地を絞り上げてきています。私はそのイメージがあったので、事務局もそのような考えを持って記述しているのかと思っていたのですが、そうではなかったのですか。

○事務局 おっしゃるとおりの新聞報道もありますが、まだ決定しているものではないですが、そういったことも考えて書いてはいます。また、この件に限らず、教育施設などを外からも呼べないかということで、入れさせていただいております。○部会長 18歳人口のうちどのくらいの数が県外に出て行って、どのくらいの数が他地域から入ってきているのかということは、把握できているのでしょうか。

○事務局 まち・ひと・しごと創生総合戦略で人口ビジョンというものを作っております。今すぐには出せませんが、その資料のなかにあったかと思えます。

○部会長 具体的に18歳の人口が、進学して長野から出て行った人が何万人いて、長野に来た人がどのくらいなのかというのが分かると、もっと真剣に考えなければいけないということが伝わるのかなという気がします。工学部に関しては、毎年500人の内300人以上が県外からの人たちなので、それなりには長野に呼んでいることにはなりますが、高校生が高校を卒業すると外に行ってしまうというイメージがあるのも分かります。

○委員 県外から県内の大学に進学してくる方が、500人の内300人いるとしたら、卒業時に300人の内のどのくらいが長野に居てくれるのかということもありますよね。長野

県の場合だと、高校卒業時に県外に出て行く人が8割、戻ってくるのがその半分の4割というイメージでいます。必然的に生産年齢人口は減っていきまじ、若い人はIターン、Uターン、Jターンが少ないという欠点があります。

○部会長　　長野市は高校までの教育に多くの税金を使って子供を育てているにも関わらず、18歳になった途端に外に出て行かれてしまう。生産年齢で税金を納めているときには他の場所で働いて、定年になってから長野に帰ってくるので、医療費や介護に長野市が税金を使わなければならない、あまりいいシステムではないですよという話が今日の打ち合わせをしたときにも出ました。

○委員　　長野県全体の数字であれば、県立大学を立ち上げるときに説得力のあるデータをということで取ったデータがあります。そちらを見ていただくと、例えば長野県から他県に出ている学生たちに、長野県にいる保護者がどのくらい仕送りしているのかの計算では、長野県から出しているものと、長野県に入ってくるものを相殺すると500億円を毎年真水で他県に仕送りをしているという計算が出てきました。高校を約2万人が卒業して、大学に約1万人が進学しています。大学進学率の50%の内、85%の8,500人が県外に出るという結果があり、先ほど80%とおっしゃっていましたが、大学だけでみると85%が外に出ているということになります。長野市だけのデータはないので、分かりませんが、長野県全体についての細かなデータは県が持っていると思います。

○事務局　　長野市だけのデータについては、手元の資料にあるなかで紹介させていただきますと、人口ビジョンを作成したときに高校生を対象としたアンケート調査を行っております。長野市内の高校生がどのくらい長野市内に進学しているかという話の次の話になりますが、長野市内に進学した人がどのくらい長野市内で就職したいと思うのか、また長野市外に進学した人がどのくらい長野市内で就職したいと思うのかについての結果が出ております。例えば市内に進学した人について、市内で就職したい人の割合が54.4%なのですが、県外の他市町村に進学した人に関しては、県外で就職したいという人の割合が60%近くになっています。高校を卒業した後の大学に限定せずに、専門学校等も含めて長野市に留まっていたかどうかということは、長野市に住んで就職するということにつながってくるのではないかと、アンケート調査の結果に出ていますので、報告させていただきました。

○部会長　　ある程度の数字もあつての記述だということで、85%の県外進学者の中で県外に出たくて出ている人に関しては仕方がないとして、出ざるを得なくて出ている人を何とかして市内に留めて、その人になるべく市内で就職をして、活躍をしてもらうためには、大学なのか、専門学校なのかは別として、何らかの教育機関が必要だろうということだと思います。具体的にこの場所はどうなのかということになると、いろいろなことがあるでしょうけれど、趣旨については皆さんもお分かりで、異論はないと思います。他にはいかがでしょうか。

○委員　　資料1の10ページに都市機能（施設）の設定フローというものがあります。

上段に「拠点での施設立地状況や施設整備の方向性・方針など、状況の変化に応じて、随時機動的に誘導施設の追加・削除等の見直しを実施していくものとする。」とあり、フローには「Check」が入っています。見直しを実施するという事は理解するのですが、これは常に見直しをしていくという意味を表しているのでしょうか。誘導都市機能を設定するという事は、市としては一定の期間を目標にして、それを目指していくということになると思います。常時見直されるものなのでしょうか。見直しということだけであれば、全体の見直しの話になるので、ここだけにどうして見直しの「Check」が出てくるのかということが疑問なのですが、どうでしょうか。

○事務局      こちらに示している機能については、民間の施設に関するものが多くなっております。資料2の8ページから11ページに記載してありますように、誘導施策のなかには民間の施設については国から直接的な支援が受けられるというものがあります。こういったものを使いたいという話が出たときには、随時変更や追加、削除などをしていくということでございます。都市機能については、あればあるだけいいという部分もあるのですが、同時に各事業者に対しての届出制度という義務を付加しなければいけない部分もございます。ある程度方向性が決まった段階で指定をしても対応が可能だと思われまますので、整備の方向性等が決まった段階で見直しをして、設定をしていくというような運用をしていきたいという趣旨での記載になります。

○委員      意図は分かるのですが、計画的な考え方からすると、いつでも自由に追加等が出来るという説明になってしまうので、どうなのかと思います。もちろん見直されるということは結構なのですが、立てたものも見直せるし、自由に出したり入れたり出来ると捉えられませんか。

○事務局      自由にというわけではなく、施設の設定については都市計画審議会の意見を聞かなければいけないと法律で定めがありますので、市で簡単に出したり入れたり出来るものではありません。届出が伴うものでもありますので、都市計画審議会の本会に諮って、追加・削除をしていくという手続きになると思います。

○委員      こだわっている訳ではないのですが、こういった書き方をされてしまうと、市民にここに書いてあることは本当にやるのかと思われるのではないかと感じたので、ご質問しました。資料1の11ページの表の書き方について、こちらは長野市として都市機能を誘導する都市施設ということですが、福祉施設の欄に篠ノ井には老人福祉センターと書いてあり、他の区域には既にあるため指定しないと右の備考欄に書いてあります。その下段の子育て支援は、現在あるという意味の黒色で施設が書いてあります。こういった機能をそれぞれの区域で立地・維持させていくという考え方だとすれば、福祉機能についても長野や松代にも書かなくてはいけないのではないのでしょうか。今進んでいるものが見えるようになって分かりやすいかもしれませんが、市全体として見たときに、篠ノ井の老人福祉センターとは何か、それは他の地域にないから進めていきたいという考え方になるのではないかと思います。

ので、この表の横並びの書き方を工夫していただきたいと思いました。私は図書館についてこだわりがあり、図書館の説明について内容はいいのですが、書き方がやや後ろ向きというか、もう少し積極的に篠ノ井の図書館を広域的な南部地区の図書館として、維持していくという意味で書かれたほうが妥当ではないかと思えます。他の区域にはいらないと書かれてしまうと、書かれた区域の人は少し思うところもあると思うので、文言にも注意が必要かと思えます。

○事務局            ありがとうございます。

○部会長            都市計画のマスタープランのことをやっているのだから、長野市がこうあるべきだという姿を示すべきであって、現実の問題との間で食い違い生じた場合に、それなりに考えることはもちろんやぶさかではないし、出来ないようなものを作ってしまったら困るけれども、あくまでもこの場はこうあるのが理想だというものをもっと見えるようにして欲しいという意味ですね。

○委員            少し言い足りませんが、その通りです。先ほどの大学の問題もそうですが、横に並べてしまうと、長野市としてこういうことを目指していくというような表であれば、目指していくものを記載しないと、表の意味が少し薄れてしまう気がします。

○部会長            書き方にばらつきがあるということですね。

○委員            はい、よろしくお願いします。

○委員            立地適正化計画で都市機能を誘導したり、あるいは居住地を誘導して人口密度を維持や上げていくということを検討していくなかで、地価や施設の賃料を監視していくようなシステムというのは別に設けられているのでしょうか。中心市街地や市街地では地価が上がるために、人が郊外に出て行ってしまい、都市計画のなかでも、用途地域や特別用途地区などありますが、ザル法などと言われてますよね。今地価が安定しているなかで、中心部にまた人を集めていこうということですが、人を集めていくとまた地価が上がってということになります。線引きの見直しはおおむね5年毎とあるように、せつかく立地適正化計画で中心に集めていこうというのであれば、地価が上がらないようにしていくように、あるいは一定の水準で維持できるように監視するようなシステムを考えておられるかどうかは一点です。話は変わるのですが、資料2の12ページ、13ページでは公共交通ネットワークのことが書かれています。公共交通は衛星的に点在している拠点を結ぶということで、立地適正化の対象は都市計画区域内と限定はされますが、線で結ぶということになりますと、外側の中山間地域で設定しなくてはならない小さな拠点のことも検討する必要があると思えます。小さな拠点についてはマスタープランで述べるのか、あるいは立地適正化の方でも今後付け加えていくのか。今中山間地域の公共交通をどうするかということをやっているのですが、中山間地域の人をまず拠点到誘導し、そこからさらに路線バス等で目的地に行かせるための小さな拠点が設けられませんか。小田切や芋井など、どこが拠点になるのかと。集約型都市構造を達成するための骨組みとなる拠点がないと、なかなか現実的にな

っていかず、実現もしないと思うのですが、そういった小さな拠点のことをどこの段階で入れるのでしょうか。地区によっては、本当に出来るかどうかは極めて不安だと感じるのですが、この辺りの今後の見通しがあればお聞かせ下さい。ちなみに、所々に自転車の駐車場とありますが、これは駐輪場ですね。

○事務局　　小さな拠点につきましては、マスタープランの地域別街づくり構想で述べていきたいと考えております。

○委員　　地価については。

○事務局　　今の段階では、都市機能誘導区域や居住誘導区域内の地価の変動を追いかけるところまでは、私共もまだ考えていないという状況でございます。ただ、地価については、毎年の路線価にはじまり、基礎調査等をやりますので、調査して追跡等できるかと思えます。まだ動き始める前なので、今後そういった動きが出てきたときに追跡して調べていきたいと思えます。小さな拠点についても、先ほど申し上げたとおり、立地適正化計画というのは都市計画区域内の、特に市街化区域内での組み立てですので、小さな拠点や、それに関わる公共交通の整備・維持についてはマスタープランのなかで記載していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員　　居住の誘導について伺いたいと思えます。都市のインフラ等に対しては税制の優遇措置などがあると資料2の11ページにありますが、例えば土砂災害の区域などの居住に適さないような所や、中山間地域の不便な所から市街地の便利な所へ移動をしたいと思ったときに、今ある住宅を処分して新たに借りたり、買ったりは難しいと思うのですが、そういったことに対する税制の優遇や補助を長野市ではお考えなのでしょうか。空き家バンクでしたら、長野市外からの転入者に対しては補助金等があるのですけれども、長野市のなかでより集約していくという動きに対して、フォローするような予定があるのかどうかを伺いたいと思えます。

○事務局　　個人的な支援は立地適正化のなかではあまりないので、長野市として支援体制を作っていくようなことも検討しなければいけないのかと思えます。現在、建設部で空き家調査を行っております。古くなった空き家の取り壊し等についても、当然問題になってくると思いますので、その辺は今後検討していかなければならない部分だと思っております。大変申し訳ありませんが、直ちに支援、補助があるというところまでは至っていないというのが現実であります。

○部会長　　今のご指摘はおそらく居住誘導区域を決めて、そのエリアに住んで下さいと言うからには、それ以外のエリアに住んでいる人がどうやって移るんだという質問がすぐ出てくる話だろうからだと思います。区域を決めるからには、ある程度その辺は覚悟をしないと、区域の設定をした後は、市民に勝手にやってくださいということになってしまうと思えます。

○事務局　　当然居住誘導区域を決めたからといって、強制的にこちらに住んでくださ

いということとは言えません。今ある公共的な団地等については、国の補助が受けられるようなものはあるのですが、個人的な税制優遇等についてはまだ整備できていない現状でございます。

○部会長　私がお聞きしたかったこととして、居住誘導区域設定フローのなかで、土砂災害特別警戒区域かどうかのチェックが入っていて、これは当然かと思うのですが、それ以外はいらないのかということが少し気になっています。例えば、活断層のすぐそばのような所に関して、長野市では居住誘導区域を設定しましたと公表するわけですから、公表してからそこに家を建てた人がいたとして、その場所でとんでもない災害が起きたときに、ここは本当は危ない場所でしたと後出しになるのはよくないと思っています。地震だけではなく河川の氾濫等もあります。ある程度経験則的なものもあるわけですから、そういうことのチェックは本当にこれで大丈夫ですかということはありません。

○事務局　居住誘導区域は市街化区域内で設定されますので、基本的に住んではいけない場所はないという感覚のなかで決めております。地滑りや浸水想定区域も最近言われているのですが、ほとんどが市街化調整区域に設定されておりますので、その辺りはここに取り込まなくてもいいのかなということで、今の段階では、最低限土砂災害特別警戒区域は除いてスタートしたらどうかということで決めております。

○委員　市街化調整区域は対象区域外なので、それはまた別途の扱いかもしれませんが、地震については長野県基礎調査報告書というものが平成14年に出ております。また新たに改定すると聞いているのですが、そちらは中心市街地内でも、例えば古い木造の家が密集していて、震度6程度でも倒壊して、火事が起きて、延焼してというような、住宅や道路など七つぐらいの項目で被害の予測をしてあり、市街化区域内の危険な場所を示したものがあるので、それを追々チェックを入れていってみたいと思います。市街化区域内ですので、住んではいけないということではないことは分かるのですが、危ないと思われる所はあるようですので、そこら辺はチェックを入れていただいた方がいいかと思います。

○事務局　今回はこれでスタートさせていただいて、今後検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員　都市機能を誘導させるための施策のなかで、中心市街地の機能集積の維持・強化方策の②リノベーションまちづくりの推進が書かれています。今長野市はリノベーションまちづくりのホットスポットだということで、国土交通省の調査等でも、10ぐらいの先進事例の一つということであちこちに出てきています。去年は国土交通大臣表彰のまちの活性化魅力の特別表彰なども受けており、非常に先進地域になっています。ここで、市民公益活動団体等が実施するリノベーションへの取組みを促進するための活動に対し支援を検討するとありますが、どのような支援を検討しているかお聞かせ下さい。

○事務局　この分析はお話の通り、長野市が一生懸命やっているところですので、現状の活動を更に磨きをかけていくということで、まち歩き等を行ったり、空き家やストック

について皆さんの意識が高まるような活動を行っております。民間の団体が主催するものに市が協力するといった形でやっているのですが、今の体制を維持し、更に広げていけるような方法がいいのではないかなと考えておりますので、詳細については担当のまちづくり推進課と話しながら進めていきたいと思っております。

○委員 中心市街地活性化をどのように進めるのかということで、今リノベーションまちづくりが全国から注目されています。今後どうなっていくのだろうかと色々な大学が視察にも来ているという状況もあるので、ここまで大きくなったものをこれで終わるのではなく、サポートしていただければ更に盛り上がるのではないかと思います。他所からIターンという形で来られている方も多く、ベビーラッシュが起きているとも聞いております。他所から来て、リノベーションをやっている人たちがそこで出会って、子供が生まれていて、今年から来年にかけて8人くらいが生まれるのではないかという話です。中心部で赤子を抱いて動いているという話を聞くと、人口定住や少子化にあらがうというか、しかもそれは他所から来ている人たちということで非常に面白いし、市でも参考としていただければ、先進的な形で更に進んでいくのではないかと思います、質問いたしました。

○事務局 私共の方でもアピール出来るところは積極的にアピールしていくということで、その部分については写真等を入れながら、今は文字ですが、アピールできるように表現を工夫させていただきます。

○委員 大臣表彰等ももらっている、空き家の再生やリノベーションは点の取組みですが、それが面的に広がり、継続している所はなかなかないので、それを国も評価しているのですから、市も評価して更に進めていけばいいのではないかと思います。

○部会長 まだ前半部分ですが、この辺で休憩を取ろうと思います。再開時に少し時間を取ってから後半部分に入りたいと思いますので、もし前半部分で何か質問がある場合はそのときをお願いします。それでは休憩ということで、よろしくをお願いします。

(休憩)

○部会長 それでは再開いたします。ご質問等はよろしいでしょうか。

○委員 資料1は、居住誘導区域の決め方と、誘導都市機能の決定についての説明になっていて、長野市の考える誘導する都市機能（施設）については5ページ以降になると思うのですが、そこで将来像と立地特性と集積状況から必要な機能をピックアップしたとなっています。将来像は分かるのですが、7ページからの表と、8ページの整理と、9ページの一覧にしたものと、11ページの最終的な誘導機能に決めたものつながりが分かりづらいです。なお且つこの都市機能誘導区域にこの都市施設を誘導したいと決めたのはいいのですが、だったらその都市施設を誘導するための施策について、資料2で説明しているのかと思いきや、それはそういうことではなくて、都市機能を誘導するための施策というのが、この誘導機能にあたる施設を誘導するための施策とは直接につながりがなく、都市機能を誘導するための施策をもう一回順番に書いているので、それっていいのかなと思いました。読んだと

きにこの3つを重点的にやります、こうしたいですと書いてあるその施設を誘導するための施策が、資料2の2ページに書かれている都市機能を誘導するための施策に直接につながってこないのは、資料1で納得した後に、資料2でどうなったんだろうとなってしまいます。

○部会長　　例えばさっき話題になっていた大学や専門学校を誘致するとしながら、資料2には一言も書いていないということですよ。

○委員　　大学などに関しては特に難しいので、都市機能を充実させていけば結果的に人が集まってくるというような書き方になってもいいと思うけれど、例えば福祉機能や子育て支援というものに関しては、もう少し都市機能を誘導するための施策としての部分に書きやすいのではないかなという気がします。

○事務局　　例えば先ほどの篠ノ井の老人福祉センターは具体的な動きがあるという状況でございます。資料2の7ページの下に今、実際に篠ノ井総合市民センターということで、支所と公民館と老人福祉施設が合築して建てる計画で動いております。それについては6ページの上の拠点の再構築ということで、都市再生整備計画を定めて国の社会資本整備総合交付金を活用するという、それは割り増しがいただけますよというような意味合いなんです。その辺が確かに分かりづらいので、個々についての説明がもう少し分かりやすいようにまとめます。

○委員　　多分一番は先ほど委員さんがおっしゃっていた最後決定となっているのに、資料1の5ページの最終的な変えたいところは赤く四角になっている所だと思うのですが、四角になっている所の図がざっくりしていて、その前までの抽出は細かくあるのにここがすっきり分からないと、それを持ってくるための施策といったときに分かりにくくなっているのかなと思いました。最終的にどうなるのかという所を見ると思うので、現状よりはこの11ページの表がすごく大事なのかなと思います。

○事務局　　わかりました。

○部会長　　さきほどの委員さんの話とも絡んでくる話なので、ご質問の趣旨は伝わったかと思います。最終的に直して素案の形にしたときには、分かりやすいものになっているということだろうと思います。大変いいご指摘をいただいたのではないかなと思います。方向性はいいですよ。他にいかがでしょうか。後半部分に入ってよろしいでしょうか。それでは議事(2)都市計画マスタープランの地域別まちづくり構想について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局　　都市計画課宮下です。都市計画マスタープラン地域別まちづくり構想について説明させていただきます。都市計画マスタープランの地域別懇談会についてというA3の資料4をご覧ください。6ページ目ですが、文字が見えない欄がありましたので、本日差し替えということでお手元にお配りしています。地域別構想の説明に入る前に、市域の32地区の懇談会などで、いただいた意見をまとめた資料となっております。最初に一枚めくっていただきますと、資料4の都市計画マスタープラン改定に関する地域別懇談会についてと

いう A 4 のページがございます。まず実施概要から説明させていただきます。実施目的は、都市計画マスタープラン改定にあたり、まちづくりに関する各地域の課題等を把握をすること、二つ目として、マスタープランの中間報告の概要説明をさせていただきました。実施方法は、住民自治協議会単位で、地域の代表者を対象に、市内 32 地区で開催させていただきました。続いて、実施期間は、平成 28 年 6 月 7 日から 7 月 22 日にかけて、32 地区で説明させていただきました。表の右側は資料の配布数でございます。こちらですが、今回の懇談会では、住民自治協議会の役員その他、事務局職員の方にも出席していただいておりますので、その資料の配布数ということでカウントしております。右下が資料の合計となっております。続いて、下の地域別集計表の凡例をご覧ください。こちらは、ページごとに地区別の意見等を集計した表に記載している「分類」、「素案への反映」、「反映の箇所」の言葉の意味を示しています。分類については、都市計画マスタープランの地域別街づくり構想の記載項目に振り分けています。道路と交通は量が多いと思われるので、分けております。素案への反映は、地域別街づくり構想の策定途中ですので、「反映」、「検討」、「参考」とし、素案の作成に関しまして直接的に反映するものを「反映」、意見要望内容の一部または、考え方について検討し、素案に反映していくものを「検討」、意見要望内容の一部または、考え方について、素案策定の参考として進めていくものを「参考」としてしております。何も色の付いていない部分については、感想や質問等でありまして、その場で回答等を行っているものです。素案に反映しているものもありますけれども、特段反映に持っていけないというもので、今のところ色付けをしていないものでございます。反映箇所は、都市計画マスタープランへの反映について、記載しております。「表現・記載方法」は、マスタープランへの記載について、表現方法や分かりやすさ工夫するものです。その下は都市計画マスタープランの各項目に振り分けるものでございます。「全体都市づくり構想」、「地域別街づくり構想」、「実現化に向けて」という章立てになってくるかと思っておりますので、その振り分けになっています。ページをめくっていただきまして、地区別に集計した表を説明します。表は、左側から、「地区名」、「地区の質問意見」、それに対する「市の考え方」を記載し、その右側には、先程の凡例で説明したところです。また、この表は 15 枚あり、右下には、1 枚目であれば、1 / 15 と示しています。1 枚目をご覧ください。第 1 地区と第 2 地区の一部です。薄い着色のある部分は、素案策定にあたって、何らかの反映をしている所となります。ここでの主な意見は、善光寺周辺という地区のため、善光寺の影響を強く受けていることが意見などから分かります。例としまして、現行のマスタープランに記載している内容について、善光寺より住民視点での記載を増やしてもらいたい、という意見もありました。しかし、全体的には善光寺と周辺の歴史的な資産や空間といったものと文化的な施設との連携、また、傾斜地の住宅地では、高齢化世帯の移動手段の確保について意見をいただいております。2 枚目をご覧ください。第 2 地区の続きと第 3 地区の一部となります。主な意見としまして、善光寺周辺の歴史的景観の保全や文化施設の集積の推進を行い、市民文化の向上に寄与出来る地域とすべき。歴史的景観は、

善光寺だけで無く、その周辺でも保全していくことが重要ではないか。移動手段の確保として、交通網の検討などについて意見をいただいております。3枚目をご覧ください。第3地区の続き、第4地区、第5地区、芹田地区となります。主な意見としてまして、官庁施設は集積しているが、生活利便施設が地区内に少なくなっており、高齢の居住者にとって住みにくい地区となっている。都市計画マスタープランは、どこの都市も同じような作りである。長野らしい内容を記載すべきではないかという厳しいご意見もいただいております。都市計画道路や生活道路について、歩行者の安全確保の視点で整備を進めてもらいたいなどの意見をいただいております。4枚目をご覧ください。古牧地区の一部となります。主な意見として、古牧地区は、幹線道路に囲まれているが、幹線道路の渋滞時を含め、地区内の狭隘な生活道路に通過車両が入り込むなど、歩行者との交通事故の危険性が高まっている。これらの幹線道路を補完するため、都市計画道路の整備を進めてもらいたい。住民自治の活動が盛んになってきているが、施設が狭く活動に支障がある。など、意見をいただいております。5枚目をご覧ください。古牧地区の続き、三輪地区、吉田地区の一部となります。主な意見として、古牧地区では、地区内の狭隘な生活道路の改善について。三輪地区では、住民の高齢化や公共交通のバリアフリー化の必要性について。駅やバス停のバリアフリー化がなければ公共交通の本数が多くても利用できなければならないものと同じというような厳しいご意見をいただいております。吉田地区では、6枚目にかけて意見を記載しておりますが、北長野駅の交通結節機能の向上として駅前整備、信濃吉田駅との連絡の改善、駅のバリアフリー化など、公共交通の利便性向上と駅周辺の都市機能の集積などについてご意見をいただいております。また、吉田地区の鉄道駅周辺の住宅地では、空き家、空き地があっても、すぐに新しい入居や利用があり、地区住民は30年未満の居住が半数を占めているという意見もいただいております。6枚目をご覧ください。吉田地区の続きと古里地区の一部です。吉田地区については、5枚目でも少し触れておりますが、駅周辺の都市機能向上として地下通路のバリアフリー化などのご意見が出ております。古里地区では、都市計画道路の整備促進、須坂市との連携強化として千曲大橋というような構想がある橋の計画決定、市街化区域の拡大などの要望などのご意見でいただいております。7枚目をご覧ください。古里地区の続き、柳原地区、浅川地区、大豆島地区の一部です。これらの地区は、地区内に市街化区域、市街化調整区域を含み、浅川地区では、都市計画区域外の中山間地域も含む地域です。ここでは、コンパクトシティの考え方にある程度の理解はできるが、その結果が地域がどうなっていくのかイメージできないというご意見や、長期的な計画では、中高生の意見が必要ではないかというご意見をいただいております。幹線道路沿いが市街化調整区域で土地利用がしにくい。中山間地域と市街地との公共交通による連携について、具体的な対応策も必要ではないか。オリンピック施設の活用について。道路整備に関して、国道バイパスの整備について、これは大豆島地区からですが、国道のバイパス整備等で道路が整備されても通過交通量が増えるだけで、住民にはメリットが少ないのではないかなどのご意見をいただいております。8枚目を

ご覧ください。朝陽地区、若槻地区、安茂里地区、篠ノ井地区です。朝陽地区は、質問や確認事項が中心でした。若槻地区は、しなの鉄道の三才～北長野駅間の新駅構想を都市計画マスタープランへの記載について。安茂里地区では、国道19号の歩道設置の要望。篠ノ井地区は、篠ノ井駅と公共バスの連携、公共公益施設と交通ネットワークの見直しについての意見をいただきました。また、素案への反映は、想定していませんが、市街化調整区域の幹線道路沿いの土地利用について意見をいただいています。9枚目をご覧ください。川中島地区、更北地区です。川中島地区、更北地区は、市内でも人口が増えている地区になります。このような状況が影響している意見も出ています。川中島地区では、27,000人程の人口が住んでいる。これは、小さな市と同じ位の人口であって、このような市では、一つの都市として計画策定が出来るが、長野市では市の一部の扱いになり不満であるというご意見も出ております。川中島駅の東側の市街化区域の穴抜け地の部分の市街化の可能性についてのご質問や、人口増加しているが、空き家が増えている所もあるというご意見をいただきました。更北地区では、市街化調整区域の課題が多く出されています。農業後継者が不足し、公共交通の連携も無い所がある。高齢化と子供の減少、徒歩圏の商店の撤退など住みにくい地区がある。丹波島橋の交通渋滞問題や路線バスのバス利用者の利便性向上などの意見をいただいております。10枚目をご覧ください。松代地区、若穂地区の一部です。松代地区では、概ね18,000人のうち市街化区域内の人口は、8,000人程度である。市街化区域の面積が少なく、人口を増やしたくても難しいのは、土地利用の規制があることが根本的な問題ではないか。市街地と周辺地域とのネットワーク環境整備が必要ではないか。他の地域拠点と比べ、鉄道駅が無い状態であり、拠点性の確保も課題となるため、LRT等の交通軸の強化について記載してもらいたい。歴史的文化財の整備は進行してきたが、観光基盤が弱く地域の活性化につながっていない。観光のための施設の整備が必要ではないかななどの意見をいただいています。若穂地区では、スマートインター構想について意見をいただいています。11枚目をご覧ください。若穂地区の残りです。市街化調整区域が大半となる若穂地区では、市街化調整区域の地域課題について、多く意見をいただいています。若穂地区は、3つの綿内、川田、保科に分かれているが、都市構造図に生活拠点や生活中心地の記載が無く分かりにくいなどの意見をいただいています。白い部分については質疑が多かったところとなります。12枚目をご覧ください。長沼地区、豊野地区、芋井地区、七二会、信更地区の一部となります。長沼地区のように、市街化調整区域では、地域の活性化とは都市化を進めることと捉えていることが多く、農村地域を都市化する要望が出ています。市街化調整区域を多く含む地区では、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる街づくりを一極集中型と捉えている場合が多いようです。豊野地区は、相続する人がいないなどの理由から耕作放棄地が増加しており、10～20年後には市街地でも問題になるのではないかと指摘や、施策の進捗の表現方法、地区以外の山間地域と市街地との連携についてなどが主な意見となっております。ここまでが、長野都市計画区域に含まれる地区となります。芋井地区以降は、いわゆる中山間地域の地区となり

ます。芋井地区では、「軸」の表現として、回遊性の表現が少ないというご指摘がありました。特に強い繋がりを表現しているという回答をしております。また、飯綱高原以外での少子高齢化が進んでおり、耕作放棄地が増加している。空き家を活用し、I・Uターンによる地域の維持や、高齢者でも安心して通行できる道路整備などについて意見をいただいております。七二会地区では、現行の西部山間地域の分類には馴染みが少なく、小田切、中条、信州新町地区と交流があることお話をいただいております。交通弱者の移動手段に課題があるというご意見もいただきました。信更地区では、道路整備が進捗していないと感じるなどの意見をいただいております。13枚目をご覧ください。信更地区の残り、戸隠地区、鬼無里地区となります。信更地区では、主要な道路として県道整備の要望についてご意見をいただいております。戸隠地区では、懇談会などを通しての意見はありませんでした。鬼無里地区では、中山間地域の場合、「まちづくり」の観点だけでなく「国土の保全」という観点も重要はないか。その観点での森林の保全活用、農地の保全についてご意見をいただいております。また、地区内の移動方法の確保や空き家などを活用した移住施策などについて意見をいただいております。14枚目をご覧ください。大岡地区、信州新町地区となります。大岡地区は、特に少子高齢化が進んでいる地区です。この地区では、地域コミュニティが危機的な状況となってきたこと。危機的な状況から、生活を守る観点として、極端な意見になりますが行政が主導して集落ごと移転する位の施策が必要ではないかという意見もいただいております。基幹産業である農業従事者のほとんどが、高齢となり、地域の生産性向上は見込めないなどの厳しい意見をいただいております。信州新町地区は、この資料では質問等が中心でした。15枚目をご覧ください。信州新町地区の残りの中条地区です。信州新町地区では、平成27年11月の生き生きみんなでトークで「観光面からの信州新町の活性化について」というワークショップ形式の会議を開催しており、観光を活かしたまちづくりに力を入れていくことについて意見をいただいております。中条地区は、戸隠地区と同じでした。地域懇談会を通じて、市街化区域では、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる街づくりの考え方が浸透してきていると思われます。しかしながら、市街化調整区域を多く含む地区では、地域活性化策は、都市的な土地利用する事というようなご意見が出ています。中山間地域に加え、郊外の農村地域でも少子高齢化の影響が実感として出てきていることで、都市化が地域活性化策と捉えているのではないかと感じられました。また、中山間地域では、人口減少と高齢化により、地域活動が困難となっている地区も出てきています。私の方から地域別懇談会のまとめについて説明させていただきました。続いて地域別街づくり構想について説明します。

○事務局　　引き続きまして、私から都市計画マスタープランの地域別街づくり構想の素案について説明いたします。先ほどご説明いたしました地域別懇談会でいただいた市民の意見、都市計画マスタープランに関わる昨年度実施しましたアンケート調査の内容、また都市計画マスタープラン以外で他部局で実施しているアンケートなどからの市民の意見の集約をしております。加えまして各地域ごとに街づくり構想を作っておりますので、この内容に

についても検討しまして、市の全体の街づくり構想と併せたなかで、現行の街づくり計画の修正という形で作業を進めました。地域別街づくり構想は地域区分ごとに作成するものですが、この地域区分について、次の考え方に基づいて設定をし直しております。まず、行政の区分を基本の単位とします。これは長野市は住民自治協議会が全地区設立していますので、基本的には自治協議会の区域を大事にしていきたいという視点でございます。2番目に、土地利用区域区分を考慮します。都市計画区域の境であるかどうか、更には市街化区域か調整区域かという都市計画的な区域の位置づけについて、区域分けに考慮しています。3番目に、地形について考慮します。4番目は都市構造と軸、主には道路軸になりますけど、道路の軸や拠点にあわせたグループ分けとします。以上の視点で地域区分の見直しをしました。現行（平成19年の計画）では、合併に伴う改定だったために、合併町村は単独の扱いで記載した経過があります。本見直しでは地域のつながりや規模を考慮して、先ほどご説明した観点で地域の状況に応じて地区割りを変更し、合併町村もあわせた中で長野市一体としたまちづくりという形で区域を見直したものです。黄色で示した所が現行マスタープランの地域区分です。15の区域に分けて地域別街づくり構想の地域を設定をしています。平成19年の秋に信州新町と中条が合併をしていますので、このままそれぞれをいれますと17地区になり、これは多いということで、薄い青色で示した部分改定の地域区分としています。先ほどご説明した改定の方針に基づいて、12地区の区域で定めたものです。3ページ目が現行と改定後の地域区分の重ね図になります。4ページ目からは地域別街づくり構想に合わせた形で、次の3点の項目に沿って各地域ごとに現況と特性を踏まえた整備方針を位置付けております。

（1）地域特性は、地理的土地利用の特性や人口動態についての整備です。（2）地域の現況と課題は、次の5つの視点に整理しております。①拠点の形成、都市機能、②土地利用、③道路・交通、④自然及び都市環境・景観形成、⑤防災・安全です。（3）整備方針は、街づくりの課題、全体都市づくり構想の各部門の整備方針を踏まえまして、各地域の街づくりの方向性を定めております。中身としては、地域の街づくりの目標、基本方針、これは先ほど（2）で説明しました五つの項目ごとに定めております。その他として、地域の街づくりを進めていく上で重点的な事業や整備目標が定まっている事項等がある場合は、そちらを尊重することとしております。5ページ目からは12地域を上記の視点からの構成を記載しています。60ページ近くあり、内容にボリュームがありますので、本日は代表的な部分のみを説明をさせていただいて、詳細については後ほどご覧いただくこととさせていただきます。なお、本日の会議のなかで意見を全ていただくことは、時間的制約があり難いため、お気づきの点等ございましたら、本日のご審議と併せまして、後日事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。それでは、各地区ごとの説明に移ります。これについても、全体に共通する視点を最初にご説明いたします。共通する視点として、次のような作業を進めております。事業の完了などによって記載が不要になったもの、削除する必要があるものについて抽出しています。加えまして、社会構造や新たなインフラの整備、新幹線の延伸などの新たに追加が

必要な事項の拾い出しの作業を行っています。2番目、大きな流れとしての人口減少、高齢社会に向けたストック活用の重要性などの視点、公共交通の視点は共通で入れて改定を進めています。3番目、都市計画マスタープランの改定と併せて立地適正化計画を策定していますので、都市機能誘導区域については今回の地域別街づくり構想に反映したいと考えております。4番目、先ほどの地域別街づくり構想のなかでも出ていましたが、中山間地域での急激な人口減少もあることから、農業的な土地利用のエリア、農業の振興や集落の維持のための視点などを新たな視点として加えさせていただきます。5ページ以降は、12地区ごとに各視点について書いてありますが、全部を説明するわけにはいきませんので、地域の街づくりの目標と、整備方針図についての代表的な部分のみ説明をさせていただきますと思います。5ページ目、長野駅周辺地域です。この地区は、長野市及び北信地域の玄関口として多くの人が訪れ、交流する場としてふさわしい都市の顔作りを進めるとともに、県都としての各種都市機能の集積により、広域的な都市の中心核となる拠点の形成を目指すという地域の街づくりの目標がございます。新たに加わった現況としては、長野駅では門前回廊やペデストリアンデッキなどの駅前広場の整備が完了しまして、長野を代表するシンボリックな空間、また公共交通機能の結節の拡充が図られた部分です。8ページ目、この地域の整備方針図ですが、新たに加えた視点として、後町小学校の跡地に長野県立大学の学生寮が整備されます。こちらの部分と連携したまちづくりを進めていきたいと地域の中でもご意見をいただいておりますので、新たに加えております。老朽化した相生橋の架け替えについては、都市計画審議会を経て、事業認可を受けて進めているものです。また、善光寺表参道の高質な空間の整備による、まちの顔づくりという形で記載を追加しています。9ページ目、善光寺周辺地域についてです。地域づくりの目標としては、善光寺など代表される文化的資産を大切にした善光寺さんの歴史が街並みに感じられる市街地の形成を目指すということでございます。土地利用の課題としては、都市基盤が整った土地であることから、ストックの活用によるまちなかの活性化が求められるということです。関連して空き家などを活用したりノベーションまちづくりの推進や、公的不動産の活用による都市機能の誘導を図り拠点化を高めて行く必要のある地区です。12ページの整備方針図では、中央通りの歩行者優先化やにぎわい空間の創出を引き続き進めていきたいという部分と、善光寺との回遊性に考慮した城山公園内の信濃美術館の再整備による県域全体の美術文化の拠点の形成を図っていく必要があるということを追加します。13ページ目、犀川・裾花川沿川地域です。地域の街づくりの目標としては、学術、文化、産業等の機能集積を活かし、産学行の連携や交流が活発に展開される拠点の形成と都市的利便性の高い良好な住宅地の形成を目指すということです。16ページの整備方針図では、老朽化した相生橋の架け替えや、地域別懇談会で国道19号線の歩道整備が非常に求められているということです。その部分について追加しています。17ページ目、東部地域は、古牧地区、三輪地区、吉田地区が含まれる地域です。地域の街づくりの目標は、歩いて暮らせる街づくりの核となる北長野駅周辺の拠点性の強化と、既存住宅市街地としての地

域と特性に配慮し、北国街道筋を含め、地区レベルでの基盤整備や住環境整備を進めるということです。土地利用の課題としては、この地域では住宅としての利用が多い地区であり、今後空き家の発生等が予想されます。それらについて、適切な土地利用の更新が必要であるなど、特にこの地域で求められているので追加しています。20ページの整備方針図では、北長野駅前広場の整備、バリアフリー化、南北の補助幹線道路の整備ということで住宅地への通過交通の侵入の防止を追加しております。また、県立大学と連携したまちづくりなどを追加しています。21ページ目、北部地域は、豊野地区、長沼地区、古里地区です。地域の街づくりの目標は、長野市の北の玄関口として、水辺と緑を活かした潤いある環境と利便性を兼ねそなえた居住地の形成、くだもの里として農業や交流が活性化するまちづくりを目指す。緑豊かな良好な住宅地と農業が調和し、日常生活支援機能を維持し、便利で安全な地域形成を図るとともに集落の保全を図るというものです。農業的な利用が主な地区が多くあるため、そういった部分では、体験型あるいは観光型の農業、更には農業の6次産業化などの農業の振興に必要な施設の立地などを検討しなければならない地域でございます。26ページの整備方針図では、農業施策の推進ということで、アグリビジネスの確立などという形で記載しております。さらに豊野駅周辺の施設の整備を行っているため、その部分についてと、駅のアクセスの向上等について記載をしています。ただいま説明の半分までいきました。ここで時間の関係上いったん打ち切ります。

○部会長            ありがとうございました。全部の地区の説明が終わっていないので、各地区ごとの個別の内容は置いておいて、懇談会における意見の集約のやり方や、資料3の地域別まちづくり構想案の基本的な構成や区分けなど、全体的な話についてのご質問やご意見はありますか。

○委員            懇談会の際に示した資料というのはどういうものですか。これと同じようなものをみなさんも見てご意見されたのかどうかということを知りたいです。

○事務局            懇談会でお出しした資料は、地域別街づくり構想については、現行のマスタープランを見ていただきました。それと併せて、今の状態についての変化をお話しました。また、中間報告の資料を簡略化したものを概略版という形でお出してあります。

○部会長            よろしいですか。他には。

○委員            感想なのですが、資料4に記載されているように地域別懇談会を32箇所で行い、これが市民の生々しい声なんだなと思っているのと同時に、長野市が考える都市計画マスタープランとの乖離感が大変激しい、つまり、住民意識と長野市の考えるその地域のありべき将来像に多少乖離が激しいのかなという気はしました。この乖離感をどう埋めながら、それぞれの地域の市民にどう満足していただくことがいいのか、ということに温度差を感じる資料を読ませていただいたので、今後のいい検討材料になるのかなということは感じました。

○部会長            今の話は、我々がやらなければならないことだと思います。住民の懇談会

でいろいろな生々しい意見が出ているのに対して、そうは言っても、市の基本的な方針はあるわけですから、市の方針との間でどのようにあつれきなく整合性を取っていければいいのか。そこで我々が事務局に対して内容等について指摘をしていくのが我々の仕事であるのではないかと思います。

○委員 特に中心部よりも外延部の、これは先ほど委員さんが申されたように、誘導地域以外の地域の取り扱いについて、実際に市街化調整地域の線引きの見直しを考えてほしいという意見や、農振の網掛けの解除をしてほしいという意見などは、その地域に住む方は人口減少と高齢化が中心部よりも進行している現実があつて、実質的に農業をやりたくても出来ない環境にいるなかで、市街化区域の編入は考えていないということは十分分かりますが、彼らの生きる道として行政がこれからどう誘導していくのかということをしきりと説明する部分も必要なのかなと思いました。そういう意味では、都市マスもそうですが、スマートシュリンクといわれる技法は、日本語に訳せば賢く都市の規模を縮小されるという意味だと思うのですが、委員さんが先ほどおっしゃったように、実現には過疎地に住民をより利便性の高い地域に移動させるというのが大原則なのですよね。強制的に移動させるのではなくて、人々が自らの意思で中心市街地に移ってくるのが最も望ましいという技法であり、この辺をどうやって外延部の人に理解してもらうのか、離れたくても離れられない土地がある、墓があるというような状況のなかで、どのように新しい構想を練り上げながら地域住民の人たちに納得して参加してもらうのか、大変に高いハードルかなという気はしました。

○委員 今回の地域別懇談会については、新聞にも取り上げられたと思うのですが、私の推測では、参加してる方は60代、70代の男性がほとんどでないかと思います。アンケートで若い方の意見も吸い上げる努力をされているのですが、どうしても高齢者中心の意見になって、これから将来担っていく若い市民の方の意見が少ないのではないかと心配を感じました。先日、小布施町の町長と住民の懇談会があつたので、参加したのですが、まちの規模は違いますが、60人くらい参加していて、そのうち半分くらいが20代から40代でした。そこを見ると、小布施町は若い人たちも参加ができる環境があると改めて感じました。

○部会長 今回の若い世代の意見の反映のさせ方について、補足的な説明はありますか。

○事務局 地域別懇談会とは別に都市マスのアンケート調査を実施しています。これは20歳以上が対象となっている調査ですので、そういった部分で若い人の意見は吸い上げています。

○部会長 それは今回の改定に反映しているということですか。

○事務局 反映させております。

○部会長 資料としては付いてないけれども、そのときの意見は反映させているということでもよろしいですね。

○事務局 そうです。

○部会長 事前の打ち合わせで提案したことがあります。立場としては、12地区をき

ちんと見なければならぬとは思いますが、前回の都市マスの改定で委員をやったのときもすべては見きれませんでした。全員が60ページ近くある第3編全てを読むということは難しいということも感じています。もちろん、読んでいただけるという方がいれば、それにこしたことはないのですが、ご自分の住んでいる地区はご覧になるのではないかと思うので、まず自分の住んでいて確実に読むという地域を一地域ずつ挙げていただき、誰にも声の掛からなかった地区については担当を決めて読んでいただこうかと思えます。少なくとも、1地区につき2人の目を通すことによって、最低限のチェックはできるかと考えております。それを皆さんにお願いしてよろしいでしょうか。期限については後で事務局から説明させていただきます。よろしいでしょうか。では、お願いします。それでは、担当する2地区もしくは3地区について資料3と資料4について目を通していただいて、懇談会ではかなり強い意見が出ているのに、反映されていないというようなことがあれば、これは反映させたほうがいいという意見で結構です。文言一つ一つまでは書かなくて結構です。

○事務局 資料3の中の青色で示されている部分というのは今回の修正を加えた所になります。今回改定ですので、元があります。元あったものは黒字の部分です。

○部会長 黒字の部分は前回の10年前から生きてきた文章で、今回も生きるであろうということですね。ある意味青色の部分は特に見て欲しいということですね。

○委員 要望よろしいでしょうか。形式的なところなのですが、地域別街づくり構想の上位として、全体構想があるのですよね。その全体構想の中の土地利用の方針などのさまざまな方針があったかと思うのですが、その方針のキーワードになる部分をこの地区はここがキーワードになっているなど、キーワードまで入れていただくと全体構想と地域別まちづくり構想との連携が出来るかと思えますので、それをお願いしたいです。資料4でどれを更に組み込んだほうがいいのかというのは、今回12の地区に分けた考え方について、「地域のつながりや規模を考慮し、地域の状況に応じた地区割りに変更し」と一般論的に書いてあるのですが、分けたときの具体的な分け方があると、この地区ではこの意見を取り入れたほうがよいということが分かりやすくなると思えますので、地域区分の区分わけの考え方を明確にしていいただければと思います。

○部会長 最初のご意見については、今すぐの修正でなくてもいいけれども、後半のご指摘は、みなさんが読んでもらう前に分かったほうがよいことですね。

○委員 最初の部分というのは、我々が目を通すにあたって全体構想と地域別構想のつながりがよく分からない。我々は今までの資料がありますので、この地区だったらこれが該当するであろうということは分かるのですが、一般の方が読むにはそういう説明も必要かなと思います。地域の街づくりの目標はあるかと思うのですが、その前にこの地区は全体構想のなかのこの部分と対応するというものが必要かなと思います。

○事務局 地域区分については、前回のものを踏襲した部分があるのですが、委員さんのなかで、疑問がある部分があればお願いします。

○委員 疑問というか、分け方がわからないのでご質問しました。例えば、北部地域でいえば、豊野、長沼、古里地区でまとめられています。私の感覚だと古里、若槻、浅川地区のほうがまとまりがあるかなという気がします。私が住んでいて、感覚的なつながりとしてはそこかなと思いました。

○事務局 この部分については、市街化区域が多いのか、市街化調整区域が多いのかということが視点としてありまして、地域を分けたときにも事務局内でもそういう話をしております。若槻、浅川地区について、みなさんがよくイメージするのは北部幹線沿いの南のエリアだと思うのですが、行政区域とするとかなり上の部分まで入ってくるので、山を背負っている部分もありますので、このような分けになっています。

○委員 文章にするには難しい部分があるのですね。

○部会長 スパイラルの部分も浅川ですものね。

○委員 ある意味中学校の学区でわけると分かりやすいと思います。私の生まれ育った学区でいくと、東北中学校の長沼、古里、柳原地区になります。生活圏が同じかどうか、生活圏の一つには文教施設があると思うのですが、仕分けとしてはそういった手法のほうが分かりやすいのかなと思いました。ただ、千曲川沿線地域というと豊野も間違いなく入ってくる。何を軸にした仕分けなのか、先ほど用途区分の中である程度仕分けしたとお話をいただきましたが。

○事務局 区域の設定については、またこういう考えに基づいて設定したということ紙ベースで用意いたします。

○部会長 もう一度仕分けし直すのは大変かと思われまますので、出来ればこれは明らかにおかしいというのがあれば変えなければならないが、そうでなければこのまま進めたいと思います。

○委員 再構成してほしいということではなく、感覚的に感じたので、理由をはっきりして欲しいということです。

○部会長 その部分はまた資料として出してもらおうということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○委員 資料4のまとめ方なのですが、色付けというのは最後には残るのでしょうか。必ずしもお二人の説明で一致してないような感じがするので、色付けが目についてしまって、もう少し工夫してもよいのかなと思いました。

○事務局 その件に関しましては、資料3の地域別構想ともう一度すり合わせをしないといけないのですが、間に合っていない部分もありますので、大まかな形で入力しました。最終的には、分かりやすい構成としたいと思っております。

○委員 何かを取り入れたということが目立ったほうが良いと思います。項目ごとに評価で色づけされることについて、読んだ人が違和感を感じるかもしれません。

○事務局 わかりました。ありがとうございます。

- 部会長 色づけをして公表をするのですか。
- 事務局 策定の段階が分かるように付けた資料ですので、最終的な仕上がりではありません。
- 委員 地域別懇談会をやった結果についての仕分けを分かりやすくするために色を変えているということだけですね。
- 事務局 そうです。
- 部会長 他にはよろしいでしょうか。それではこの宿題の提出期限はいつでしょうか。
- 事務局 10月14日金曜日でどうでしょうか。
- 部会長 わかりました。14日までをお願いします。熱心なご審議ありがとうございました。何か全体を通してご意見等がありますでしょうか。なければこれで議事を終わらせていただきます。
- 

#### ◎その他

○司会 高木先生ありがとうございました。また皆様ご熱心なご議論ありがとうございました。宿題という形で地域別も重ねてお願いいたします。最後に、その他ということで、第10回の専門部会の日程でございますが、3月末までの公表ということで、これからパブリックコメント等もありますので、次回は、10月の下旬を考えております。14日の締め切りで、その後修正作業になりますので、修正しきれない部分もあるかもしれませんが、作業を進めたいと思います。次回の専門部会では、都市計画マスタープランは、本日も審議いただきました地域別街づくり構想につきまして、さらに修正を行い、素案の段階にまで、まとめたいと考えております。また、実現化方策について、お示ししたいと考えております。立地適正化計画につきましては、本日、ご審議いただいた内容に修正を加え、素案の段階まで持っていきたいと考えております。詳細につきましては、改めてご通知を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会

○司会 それでは、以上をもちまして、第9回都市計画マスタープラン改定専門部会を閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。